

# 徴兵忌避者としての宮沢賢治

——徴兵検査とその周辺——

中 村 晋 吾

## 一、「戦争」概念の変容

宮沢賢治は、盛岡高等農林学校を卒業した一九一八年四月に徴兵検査を受けている。そしてこの年の二月から七月ごろにかけて父・政次郎や親友・保阪嘉内に宛てて書かれた数多くの書簡は、幾度も批評や研究の俎上に上ってきた。たとえば米田利昭が「三十七歳で死んだ賢治のすべてがこの年の書簡に出ている」とい<sup>(2)</sup>い、菅谷規矩雄が「はじめて（といつてよいだろう）おのれを全面的に語りだしている」というように、これらの書簡は、二十二歳の賢治の迷いや、思索の内容や傾向を、存分に伝えるものとなっている。

本稿も、賢治にとつて重大な転機がこれらの書簡から読み取れることを前提としている。しかし、従来の論の多くは書簡中から読み取れる賢治の葛藤や思想形成を、歴史的な問題と切り離し、それ自体として完結したものとして扱おうとしてきた傾向にあることは指摘しておきたい。結果として、一九一八年前後という時

期の歴史的な意味そのもの、またそれがいかに賢治の思考の中に入り込み、書簡のなかで語られているかという問題については、十分な吟味がなされてきたとは言いがたい。具体的にいえば、軍部や政府首脳の間で戦争をめぐる認識が大きく変化していく兆候として、徴兵制をはじめとする国民の戦争動員をめぐる法制に重大な変更が加えられ始めたのがこの時期であり、こうした動きに呼応するかたちで賢治にとつての徴兵検査問題が持ち上がった。この点は見落とされがちだった。さらに、父への書簡という形式そのものに付随する問題、すなわち包み隠さず自身の心情を吐露しているかに見えるこれらの書簡の中で、あえて語られなかったこととがらについても、これまで考慮されてはこなかった。これらの書簡は、むしろ一九一八年前後という時期そのもののもつ問題を色濃く反映しており、書簡で述べられている言葉もまた、そうした条件によって屈折させられた形で現れる数々の問題を抱えているのだ。

本稿のねらいは、これらの書簡という形式が必然的に招く屈折

に注意しながら、まず政次郎宛書簡の読解を通じ、このとき賢治が抱えていた問題がどのようなものであったかを具体的に探ることだ。さらに、保阪嘉内宛て書簡から、徴兵検査という出来事そのものによって生み出された童話的想像力の性質について明らかにすることで、賢治童話成立の条件を考察するための一つの筋道をつけることだ。

そのためにまず、賢治が徴兵検査を受けた時期が、日本の軍事政策において重要な変節期であったことを確認しておきたい。一九一八年の三月三十日に、第一次世界大戦の経験を踏まえた「徴兵令中改正」(法律第二四号)が成立(施行は一九一九年十二月)している。加藤陽子は、この徴兵令の変更を次のようにまとめている。

「(i) 中等学校またはこれと同等以上の在学生の猶予制(それまでは満二八歳まで猶予)を全廃した。従来までは、徴兵検査自体を猶予していたが、とにかく適齢に達したものは全員検査を受け、合格者に対しては、卒業まではその学校のレベルに応じた年限だけ入営を延期する措置である徴集猶予に変えた。」(ii) 師範学校卒業者に対する六週間現役兵制をやめ、その訓練期間を延長し一年現役兵制とした。」(iii) 従来、満一七歳以上二八歳以下で中等学校卒業程度の学力を有するものには、経費自弁で一年志願兵制の途を開いていたが、この改正では年齢を満一七歳以上二二歳未満に下げ、恩恵に浴する特権層を意識的に制限した。」

纈繩厚が明らかにしているように、軍部や政府首脳による「総力戦研究」は、爆発的に兵力・兵器の動員が増加した第一次世界

大戦の勃発を境にして本格化し、まさに一九一八年、「徴兵令中改正」と同じ国会での「軍需工場動員法」の制定という形で現実化している。その点からもこの改正は、第一次世界大戦下の列強による大量増兵に対応するための兵力の増員の一環といえた。そしてそれは、のちに「総力戦」あるいは「総動員」と呼ばれる概念の日本における濫觴を意味し、同時に、平岡敏夫<sup>(5)</sup>によって論じられた「国民的精神の一頓挫」、「個人主義の自覚、世界主義の普及」をもたらし「日露戦後の体制」の終焉をも意味した。

もともとこの時期に、日露戦後に様々な形で現れた「個人」の一方的な「国家」への包摂があつたわけでもないことも確認しておかなければなるまい。やはり一九一八年に端を発するシベリア出兵をめぐっては、干渉出兵をすべきとの喧伝と同時に、それへの反発が盛んになっていった。ただし、連日のように各新聞紙上を賑わす出兵をめぐる議論は、「国民」としての意思決定を「個人」につきつける性質のものとなり、結果としてこの「個人」こそが「総力戦」の担い手となつていったともいえる<sup>(6)</sup>。

賢治もまた、シベリアに行き、戦死することを強く意識していたが、このこともやはり賢治の中で、のちの「総力戦」あるいは「総動員」にむかつていく「国民」意識が醸成されつつあったことを意味している。そしてそれにとどまらず、こうした趨勢そのものが、この時期に徴兵検査を受ける賢治を考える際には切り離せない問題である。次章ではこれらの点を踏まえた上で、父・政次郎や親友・保阪嘉内への書簡を読み解きながら、徴兵検査に際する賢治の諸状況と、その裏側にある葛藤を読み取りたい。

## 二、「一年志願兵」という徴兵忌避

一九一八年の二月一日付けの〔書簡43〕は、それまでの学業状況報告的な書簡とは大きく趣を変えたもので、賢治自身の農学校卒業後の進路についての父との意見交換の端緒ともいえるものである。前半部では関豊太郎教授から三年間、稗貫郡の土性調査をしないかともちかけられたが、「小生は之を望み兼ね申し候」とし、その理由を「将来実業に入る為には殆んど仕方なく」、「農場、開墾等ならば免に角差当り化学工業的方面に向ふには全く別方面の事に有之候」としている。さらに後半部で徴兵の問題に触れ、次のように述べている。

「次に徴兵の事に御座候へども右に就ては折角御思案下され候処重ねて申し兼ね候へども来春に延し候は何としても不利の様に御座候 斯る問題は其の為假令結果悪くとも本人に御任せ下され候方皆々の心持も納まり候間何卒今春の事と御許し下され度候 仮令、半年一年学校に残るとしても然く致し下され候は、入営も早く来々々年よりは大抵自由に働き得る事に御座候」

などとし、この「理由」としてさらに「一、小生の只今の信ずる所により」や「一、父上の御勧めに従ひ万一却て戦死等の事有之候とき誠に御互に不本意なるにより」などといった事柄を簡条書きで補足している。

父の「御思案」や「御勧め」については具体的には明らかではないが、関教授の勧めに従って研究生として学校に籍を置くこと

で検査を延ばしてはどうか、などの提案が賢治に示されたのであることは想像に難くない。しかし、だとしても、「来春に延し候は何としても不利」や「父上の御勧めに従ひ万一却て戦死等」などという文言については疑問が残る。研究目的という正当な理由によつて検査を延期するはずの賢治が、「来春に延し」た場合、徴兵においてなぜ、どのように「不利」となるというのか、また、「理由」のなかの、「御勧め」に従つて「却て戦死」とはどのような場合のことなのか。

しばらく後の、二月二十三日付け政次郎宛書簡〔書簡46〕で賢治は、兵営生活が「生活としては単純に有之」と自分にも可能なものであることを強調すると同時に「殊に一年志願兵は半年は学課のみに有之候」と付け加えている。看過されがちなことだが、賢治は一年志願兵制度という制度を強く意識していたのだ。一年志願兵とは、一八八九年の「徴兵令大改正」によつて制定された、小学校以外の官立学校、師範学校、中学校を卒業した二七歳以下の者が、服役中の食料、被服、装備などの費用を自弁することによつて、進級が早く年季も通常より二年短い志願兵になる試験を受けられる制度である。

前述の「徴兵令中改正」(法令第二四号)において、中学校以上卒業の者に認められる一年志願兵の年齢制限が二七歳から二二歳に引き下げられていたことに注意したい。一八九六年八月生まれである賢治はこの時点(一九一八年二月)で二二歳であり、「来春」の時点で二二歳、同年の八月に二三歳になる。一九一八年春の時点で検査を翌年に延期した場合、改正法において同年の八月には

賢治は志願兵の年限を越えてしまう。もっとも新しい制度が施行されるのは一九一九年の十二月であるので、この年の春に徴兵検査を受けた場合には志願兵の受験自体は可能だが、新法施行の直前であり、年限にあまりにも近いものは選抜基準において差別される、すなわち「不利」となってしまう可能性があると賢治が考えたとはいえないか。もちろん賢治が改正についてどこまで具体的に把握していたかは不明だが、徴兵検査の延期が「何としても不利」という文言は、今後一年志願兵という逃げ道が狭まる、あるいは閉ざされるといふ事態に対して漠然とした不安感を持っていたと推測することはさほど不自然ではあるまい。この点から考えると、続く「その為假令結果悪くとも」とは、志願兵の選抜に不合格となり、三年現役兵として徴集される事態を指しており、「父上の御勧めに従ひ万一却て戦死」は、この結果として起こりうる最悪の事態として想定されたものであることになる。また、引用末尾の「入営も早く来々年よりは大抵自由に働き得る事」とは一年志願兵の年季が明けることを指していることになる。

以上のことから、両者の書簡のやりとりは、明言されていないものの、その端緒であった〔書簡43〕の段階から、一年志願兵の志願という問題をめぐるものであったことがわかる。とすれば、両者の「徴兵検査を受けるか否か」という問題の争点は、倫理観のために戦死することも辞さない賢治とそれを制止したい父、という理念的な対立図式の中にあるのではないことになる。

争われていることはむしろ、翌年以降は不利である可能性があるためにあえてその年に徴兵検査を受け、徴集された場合に一年志

願兵を志望するか、法改正によっては志願兵が難しくなってしまうリスクを背負いつつ、研究生となって検査そのものを延期するかという、実利的なものであったことになる。

では、一年志願兵という制度は、徴兵される側にとってどのような制度だったのだろうか。原田敬一<sup>10)</sup>は、文学者たちにとっての徴兵の問題、中でも一年志願兵という制度の問題について詳述している。原田によれば、「入営すれば、「廢学」もやむを得ない」という学生にとつての「ジレンマ」を解消する方策の一つが、「早く將校になること」であった。そしてこのための一年志願兵志願が、坪田讓治や蔵原惟人、細田民樹など、同時期の文学者たちの中でも多く見られたという。志願兵は一年間の兵営訓練に就いて「二等軍曹」に任じられて予備役につく。「終末試験」に合格していた場合、徴集されたとき少尉に任官されるが、不合格の場合は「二等軍曹」のままとなる。しかし、あえてこの試験に合格しないものが多かった。この点を原田は「少尉や中尉など下級將校は戦闘で突撃したり、戦死率が高い。それよりは、最終試験に落ちても、下士官になれるほうがましだ」という意識によるものだとしている。

実際に、菊池邦作<sup>11)</sup>が明らかにしているように、一年志願兵を志望したもののなかで、実戦に参加しない輜重兵のような兵種を志願するものが定員に対して多く、逆に歩兵を志願するものの割合は少なかった。特に機械化部隊による火力戦が中心となった第一次大戦においては、「陣地を出て前進する歩兵は、砲兵と機関銃の好餌とされた」と大江志乃夫<sup>12)</sup>がいうように、歩兵として戦死する

確率がますます高くなる一般の現役兵に比べて、兵営訓練から基本的に予備役にまわされることになる志願兵はより魅力的なものとなつていった。

こうした諸状況から考えても、一年志願兵は事実上、戰場、中でも前線に出ることから逃れる方途となつていた。そして、現役兵として徴集されることを「結果悪くとも」、つまり「悪い結果」といい、「戦死」することを「不本意」として一年志願兵を意識していた賢治もまたこの意味で、潜在的な徴兵忌避者の一人であつたといえる。

ここで注意しなくてはならないのは、志願兵は原則として「費用自弁」であり、少なくとも年間で約二百円という費用を負担せねばならないことだ。また、「中学校以上卒業」という条件そのものが、あくまでも中産階級以上の階層にしか志願を可能にしているものではないのである。<sup>(13)</sup> 逆説的なことに、一年志願兵制は、「志願兵」とはいふものの、中産階級以上の階層の青年たちにとつての、合法的・消極的な徴兵逃れ（厳密に言えば三年現役兵逃れ）の制度であつた。そして、この一年志願兵制度そのものの逆説的なからくりと同様の問題が、賢治自身の中に沈殿していることを忘れてはならない。賢治のなかで入隊への「志願」はあくまでも字義上のものであり、志願兵を受けるにせよ研究生になるにせよ、現実には戦死する可能性が極めて低い立場にあつた。

そしてこのことは、「父上母上又亡祖父様乃至は皆々様の御恩」〔書簡44〕といいながら、一方で「私はこの郷里では財ばつと云はれるもの、社会的被告のつながりにはいってゐるので」〔書簡

42〕、母木光宛（一九二七年六月）などと後年に至るまでうしろめたいものとして表現することになる自らの経済基盤に対する屈折した心情に結びついているのだ。

### 三、「国民」意識と「御恩」

二月三日付けの〔書簡46〕には、兵営生活についての言及に先立って「日露国交危殆」の文字や「戦争とか病気とか学校も家も山も雪もみな均しき一心の現象に御座候。その戦争に行きて人を殺すと云ふ事も殺す者も殺さる、者も皆等しく法性に御座候」などといった文言が見える。賢治が日露関係とその悪化にともなう戦争を、自分に身近なものに感じているだけでなく、ひとつの「現象」として捉える賢治特有の世界観がうかがえるものである。ここで賢治は、法華經の「法性」にあらゆる現象を還元させ、自身をめぐる問題も「法性」によつて定められているのだから抗うべきではないという、經文を根拠にした一種の諦念に拠っている。しかし問題は、「法性」の例として「屠殺場に参りて見申し」た光景を挙げて述べている箇所である。

「牛が頭を割られ咽喉を切られて苦しみ候へどもこの牛は元来少しも悩みなく喜びなく又輝き又消え全く不可思議なる様の事感じ申し候。それが別段に何の役にたつかは存じ申さず候へども只然くのみ思はれ候」

賢治は戰場における死と、屠殺される牛の死をアナロジーで結ぼうとしている。しかし賢治にとつて人と人が殺しあう戦争を「法性」と述べることで、人間が動物を殺すことを「法性」と捉

えてしまうことの間には、大きな隔たりが存在したはずである。

賢治童話は、「鳥の北斗七星」のように、同種族による殺し合い（戦争行為）は「現象」に包摂してしまえる。しかし一方で「ビヂテリアン大祭」や「フランドン農学校の豚」、あるいは「よだかの星」のような作品にみられるように、異種の動物を食する行為には嫌悪のまなざしを向け、そうした状況に置かれてしまうことを一貫して悲劇的なものとして描いているのだ。いわば、この時点の賢治には、のちの「童話作家・宮沢賢治」にはある、殺害される異種の動物への想像力が決定的に欠けている。そしてこの想像力の萌芽には徴兵検査という体験そのものを待たねばならない。

続く三月十日の宮沢政次郎宛の（書簡48）には、「矢張就れにせよ一年足らずの間のみ学校に残る事と致し下され度く候」「我れは一人の為に死を避くるにあらず」とは申し候へ実は昨日一度二年延期と定め候以来実に従来に思ひもつかざる放縦なる心のみ起り斯ては一向に墮落仕るのみに御座候」とあるように、賢治はすでに一年志願兵への志望をとりやめ、土性調査に参加する決意を固めたことを明かしている。これによって賢治に「放縦なる心」が起り、自らを「墮落」したと表現し、また「動機は安穩なる時を選ぶ為、研究はこの方便」と叫ぶ厳正なる批判を絶えず候」と自己批判しているように、強いうしろめたさを感じている。

「実」にこれ（放縦なる心）中村・注）最大の不幸を作るもの  
自暴自棄の源となるものに御座候 斯ては遂に父上母上初め  
皆々様にも報じ奉る日の無き次第と相成るべく誠に誠に戦慄

仕り候 若し之が反対に御座候はゞ仮令シベリヤに倒れても  
瞑すべく若し入営の義務無之節は更に明るく愉快に吾れ人の  
為に勉勵仕るべく候 私の申す事は過激にては更に無之日本  
国の皆の人は私の立場に於てみな斯く致すべく候」

「戦争は人口過剰の結果その調節として常に起るものに御座  
候 真実の幸福は家富み子孫賢く物に不自由なきときにも欠  
け候事多く誠の報恩は只速に仏道を成じて吾と衆生と共に法  
楽を受くるより外には無之御座候」

自分は入営せずに研究を続けることになったが、場合によっては「シベリヤに倒れても」文句は言えない。そしてこのことは「過激」ではないどころか、「日本国の皆」は、当然同じように考えるべきだと賢治はいう。この部分については杉浦静が、賢治の中で、入営の義務に従う同年代の者と自分が「平等であるべきとの倫理的意識」が働いていると述べているが、この真摯すぎる「倫理的意識」は、どのようにして形成されたのだろうか。

ここで賢治は、自分が戦地に赴く可能性のある途を選ばなかったという個人的進路選択と、今後シベリヤの地で死んでしまう日本人が存在するかもしれないという社会的現実とを、「国民」意識によって強引に結びつけている。また、戦争で人が死ぬことを「人口過剰の結果」、「その調節」などとみなしてしまう。これらは、「戦争に行きて人を殺すと云ふ事も殺す者も殺さる、者も皆等しく法性に御座候」という（書簡46）の文言と同様に、国家や社会科学、宗教といった全体的論理によって個々の苦しみや不幸を回収し、結果的に捨象してしまうものである。こうした賢治の

態度に対しては戦後からの率直な批判も存在する。<sup>(16)</sup> もちろん、こうした批判は無意味ではないが、むしろより注目すべきことは書簡の中で隠蔽されてきた問題、すなわち、賢治の「国民」意識と、経済的基盤の相克の問題ではないか。

「日本国の皆」は日本の「国民」である以上、杉浦のいうように「平等」なものとして「シベリヤに倒れる」可能性を有している。これに対して賢治は「父上母上又亡祖父様乃至は皆々様の御恩」と「書簡44」で述べた経済的優位<sup>(17)</sup>によって学校に残る、もしくは一年志願兵を目指すという選択肢を持ちうる。この、死地に赴く可能性を少なくする状況を作ってくれた家庭の経済的「御恩」に対しては、何としても「報恩」せねばならない。しかし同時に、これらの状況のために「シベリヤに倒れ」て死んでしまいう同じ「国民」が存在するという想定からくる精神的圧迫をも感じなくてはならなくなる。ところが、経済的恩恵を甘受し続けるほかない賢治は、間違つてもこの「御恩」を否定することもできないし、自分が「日本国」の「国民」であるという認識も消し去ることはできない。このジレンマこそが徴兵検査直前の賢治を捉えていたものであった。

押野武志<sup>(18)</sup>は賢治のシベリヤでの戦死願望がナシヨナリズムによるのではなく「父や家業への反発とそこから離脱願望」によるもので、「賢治の目的はただ、法性としての戦争のために死ぬ」ことだったとしている。しかし賢治は、志願兵への途が閉ざされてしまうこと、あるいは戦死する可能性の高い三年現役兵として徴集されることは、前掲の「書簡43」で「不利」と述べ、「戦死

等の事」が「不本意」としていたように、極力避けたい展開と考えており、これを大前提として父と話し合っていたということ忘れてはならない。現実的な次元では、賢治は自分が死地に送り込まれることになることを少しも望んでいなかったのである。

賢治には本当に「法性」のためにシベリヤで戦死する覚悟があったわけではなく、戦死願望はあくまでも「自分が死なない」位置を確保した上で表明されるものだった。そしてそれは、日露戦争の頃よりもはるかに「個人」化され、それゆえ徹底された「国民」意識と、経済的恩恵を甘受せざるを得ない自身の間に生じた葛藤の結果として現れたものだった。「法性」や「人口調節」といった宗教的・社会科学的な概念は、あくまでもこのジレンマを一時的に解決したかのように見せかける原理として援用されているのである。

このように、卒業後の身の振り方について賢治は一年志願兵と農学校での土性調査との間で葛藤していた。このことは書簡の上で表立って問題になることすらなく、父との間ではいわば共通認識であったがゆえに見えにくい。しかし繰り返すように、賢治は自分の身体が破壊され、死に至るといふ状況には陥らない位置を確保した上で、概念上の「死」について言及しているに過ぎないのだ。

#### 四、徴兵検査という転機

戦争における現実的な「死」について、賢治に明白に認識させたのは、他ならぬ一九一八年四月二十六日の徴兵検査だった。宮沢

清六が「第二乙種、徴兵免除となる。」と記しているように、太平洋戦争末期をのぞいて「第二乙種」が徴集される可能性、また以後に及ぶまで志願兵として採用される可能性は極めて少なく、事実上の不合格であった。ただし、重要なことは可否の問題よりも徴兵検査という体験そのものである。

徴兵検査とは、受検者たちが自らの身体をモノのように扱われることで、はじめてみずから「国民」として均質化されていることを意識する契機であったが、賢治にとってもそれは例外ではなかった。賢治にとって、この体験は、国家にとって自分の身体が「いかに有益か」を判断されるだけの微小な対象でしかないことを、はじめて意識させるものだった。

しかし徴兵検査がもたらすものとはそれだけではない。喜多村理子が『徴兵・戦争と民衆』で多くの聞き取りを通して明かすように、徴兵検査において受検者たちは、「(兵役に)受かつて行けることは有難いことだと思っておりました」などという「表面の世界」における「言葉」と、「兵隊に行きたくない」という「内面の世界」における「願い」の間を「行きつ戻りつ」することになる。死すべき「国民」としての自分と、実際には死ぬ可能性のない「財ばつ」の息子としての自分の在り方に起因するジレンマの渦中にあつた賢治の場合、徴兵検査体験における「内面の世界」は、決して表現されることはない。わずかに、屈折をへた形で、保阪嘉内に宛てた〔書簡63〕に言及が見られるのみである。

あなたは勿論、私もこの間の兵隊検査で第二乙種になりました。いくさのときは二等卒の新兵で行くのでせう。初め軍医

は第一乙種にしたさうですが例のラツパを私の胸にあて、から「君は心臓が弱いね。」と申しました。「さあどうですか。」と云つてゐるうちに軍医は向ふに向いてしまひました。心臓が弱いかどうか私もしりません。けれども人並に山が歩けるのを見るとそんな弱いでもない様です。私はしかしこの間、からだが無暗に軽く又ひっそりとした様に思ひます。

徴兵検査は、自分ではけつして「弱いものでもない」と思えた自身の身体を、「無暗に軽く又ひっそりとした」ものとして強烈に意識させた。いわば賢治の身体は主観的な有能性の座から追われ、代わりに他の受検者たちとの均質性のなかに置かれることで、はじめて相対化された。「無暗に軽く又ひっそりとした」という表現は、自身の身体から固有の内容がすっぽりと抜け落ち、もっぱら権力の対象でしかないモノとしての自分の身体しか感じ取れなくなつたことを意味しているといえよう。この箇所は、徴兵検査を受けた一般的な青年の検査後の身体感覚、あるいは精神状態を端的に表現したものとと言える。しかし、さらに注意したいのは、直後に次のような文言が続く点だ。

私は春から生物のからだを食ふのをやめました。けれども先日「社会」と「連絡」を「とる」おまじなゑにまぐろのさしみを数切たべました。又茶碗むしをさじでかさまはしました。食はれるさかながもし私のうしろに居て見てゐたら何と思ふでせうか。「この人は私の唯一の命をすてたそのからだをまづさうに食つてゐる。」「怒りながら食つてゐる。」「やけくそで食つてゐる。」「私のことを考へてしづかにそのあぶら



を舌に味ひながらさかなよおまへもいつか私のつれになって一緒に何かうと折つてゐる。「何だ、おらのからだを食つてゐる。」まあさかなによつて色々々に考へるでせう。

賢治の菜食主義志向の端緒とのみ見られがちなこの一節が、自分自身の徴兵検査について書かれた箇所と連続している事実は軽視すべきではない。<sup>(21)</sup>この連続に着目すると、「お膳」に載せられて食われる「生物のからだ」に対する視線が、先の引用部で示した軍医に「ラツパ」(聴診器)をあてられ「心臓が弱い」ことを指摘され、その結果「軽く又ひっそりと」した賢治の身体に対する認識のアナロジーとして描写されていることがわかる。そして無意識のものであろうこの「徴兵検査体験」から「生物のからだ」への接続は、賢治の童話創作を考える上でも極めて重要である。

「食はれるさかな」に関する一連の描写の特徴は、まず、「さかな」たちが「色々考へる」内容が、過剰なまでの饒舌を伴っている点だ。これは、「畑のへり」や「連れて行かれたダアリヤ」など、特に初期の動物童話にみられる、自己や他者についての饒舌な言及に通じるものである。そして「さかな」の身体が、徴兵検査を受けた後の「ひっそりとした」賢治の身体の投影であるとすれば、この多数の「声」による饒舌は、戦争によつて「私の唯一の命をすてたそのからだを」簡単に死に至らしめられる可能性をもつ無数の「国民」たちの声として解釈することができる。すなわち、これらの「声」は、均質的なものとして検査され、兵士となって戦死する可能性をもつ兵士たちの「声」を、「さかな」の声の形を借りて表現したものだ。だからこそ、これらの「声」は、

どのような饒舌をもつても語りつくされることはないかのような過剰なものとして描かれる。

同時に、「さかな」たちの「声」の中に、「さかなよおまへもいつか私のつれになって一緒に何かうと折つてゐる。」という、他の「声」とは明らかに異質な、また賢治童話そのものにおいてきわめて重要な視点のひとつが混入している点も見がすわけにはいかない。<sup>(22)</sup>「さかな」に「一緒に何かうと折つて」いるとされるのは明らかに「さかな」を食べるもの自身、つまり賢治自身である。ここでの賢治には「さかな」の「声」として表現される、死に行く兵士一人ひとりへの共感に溢れている。他者への想像力と共感という、賢治童話の中で大きなテーマの源泉もまた、ここに見出すことができるのだ。こうして、徴兵検査によつて結果的に得られた自分自身の身体に関する相対的なイメージの獲得が、賢治童話の中の重要な要素を形作ることが明らかになる。

しかしこれだけではない。この直後に突如として挿入される屠殺場のイメージは賢治にとつて徴兵検査という体験がいかに重大なものであったかを浮き彫りにするものである。

又屠殺場の紅く染まった床の上を豚がひきずられて全身あかく血がつかまりました。転倒した豚の瞳にこの血がパツとあかくはなやかにうつるのでせう。忽然として死がいいたり、豚は暗い、しびれのする様な軽さを感じやがてあらたなるかなしいけだものの生を得ました。これらを食べる人とても何とて幸福でありませうや。

豚が屠殺される凄惨な描写、そして「これらを食べる人とても

何とて幸福」かという問いは、食い、食われるという関係の悲劇性を克明に描く「童話作家」宮沢賢治特有のものであるといっている。そしてこの認識は「書簡46」の「牛が頭を割られ咽喉を切られて苦しみ候へどもこの牛は元来少しも悩みなく喜びなく又輝き又消え全く不可思議なる様の事感じ申し候」とは、明らかに真逆のものである。徴兵検査以前には欠けていた、現実の「死」をはじめとする具体的な苦しみに対する想像力が、この箇所では悲痛なまでに発揮され、賢治が創作のなかでは直接的に表現しえなかった戦争の陰惨さを表現している。

こうして、検査を経てはじめて、賢治は死に至らしめられる身体をまざまざと想起しうるに至った。そして、そうしたもののための「声」を表現しようとするとき、賢治の童話的想像力がはじめて発揮されるのである。

〔書簡63〕は、賢治童話の特殊性は、徴兵検査という体験なしには成立しえないという事実を明らかにする。徴兵検査によってもたらされた、疎外された自らの身体への認識から、同様に疎外されたあらゆる生物たちの身体へ、というかたちで転換するまなざしによって生み出される想像力が、賢治童話の大きな特徴を形成している。無数の「国民」たちの生の現実的な苦しみを感じることができる地平からこそ、賢治童話は書かれたのだ。

## 五、おわりに

本稿では、一九一八年初頭における「戦争」概念の変容と「国民」意識の醸成という流れの中で、賢治が一年志願兵を志向して

いたこと、つまり賢治が潜在的な意味での徴兵忌避者の一人であり、自身の戦死に対して実際には消極的であったことを明らかにし、当時の賢治が抱えていたジレンマの性質を考察した。そうして、徴兵検査を経てはじめて、賢治にとって童話創作に不可欠な視点を獲得したことを明らかにした。

もちろんこれらのことは、賢治童話がもたらした戦争や徴兵の問題との関連で読まれるべきものであることを意味しない。しかし、みてきたように、饒舌を伴うものとしての登場人物の切り分け方や、他者の死についての過剰なまでの想像力は、まぎれもなく徴兵検査後の「無暗に軽く又ひっそりとした」身体感覚を通して得られたものである。であるとすれば、賢治童話が成り立つ条件そのものの中に戦争や徴兵の問題が組み込まれていることもまた確かなのである。

賢治童話をこれらの視角から再検討することは、読解における新しい領野を切り開くだけではなく、賢治にとつて童話という形式がどういう必然性の上で選択されたのかを考察する上でも有効となつてくるだろう。

※賢治の書簡の引用はすべて「新校本 宮澤賢治全集」（筑摩書房）を底本としており、論文中の書簡番号はこれに準拠している。

注(1) 『宮沢賢治の手紙』（大修館書店、一九九五年）

(2) 『宮沢賢治序説』（大和書房、一九八〇年）

(3) 『徴兵制と近代日本』（吉川弘文館、一九九六年）

(4) 『総力戦体制研究 日本陸軍の国家総動員構想』（三一書房、一九

八一年)

- (5) 『日露戦後文学の研究』(有精堂、一九八五年)。
- (6) 山之内靖は「方法的序論——総力戦とシステム統合」(山之内靖、ヴィクター・コシユマン、成田一編著『総力戦と現代化』柏書房、一九九五年)で「大正デモクラシーにはそれを崩壊させる政治的・社会的要因がすでにはらまれていたのであり、そうした解体要因が戦時体制を用意してゆくとみただけではなからうか」と述べ、大正デモクラシーと総力戦期を連続性の中で読み解こうとしている。総力戦には、「内面的動機」を持つ「主体的な担い手」の増加が不可欠となるのであり、シベリヤ出兵をめぐる議論はこの「担い手」の裾野を広げたといえよう。
- (7) 米田利昭は、「宮澤賢治とシベリア出兵」(『日本文化研究』駒沢女子大学日本文化研究所、二〇〇〇年)で、こうしたシベリヤや北方、そして戦争に対するイメージから「水河鼠の毛皮」や「鳥の北斗七星」などの童話が書かれたとしている。
- (8) この時期には、帝大予科・小学科以外の官立学校・師範学校・中学校に籍を置くものは二十六歳になるまで徴兵検査そのものを延期できたため、盛岡高等農林の研究生であれば当面、検査そのものを免れえた。
- (9) 菅見の及ぶ限りでは、菅谷規矩雄(注2)が賢治が志願兵を希望していたことを前提として論じているほかは、宮沢賢治における一年志願兵志願についてのめばしい言及は皆無であるといっている。
- (10) 「国民軍の神話 兵士になるといふこと」(吉川弘文館、二〇〇一年)
- (11) 『徴兵忌避の研究』(立風書房、一九七八年)。菊池は「もとより一年志願兵たる者は、徴兵検査の結果甲種合格となり強制徴集された者であって、自ら進んで入営したものでないことは、他のすべての兵隊と何ら異なるものではなく、(中略)その同類は最高の比率をもった徴兵忌避者である。」とし、一年志願兵を徴兵忌避の一様態と位置づけている。
- (12) 『徴兵制』(岩波書店、一九八一年)
- (13) 弟の清六、また親友の保飯嘉内はのちに志願兵として入隊することになることから見てもわかるように、賢治自身の属する社会的階級は、こうした志願兵の恩恵に浴することができたものだった。
- (14) 厳密には二月八日の「書簡45」において「先生に御手紙を出し」、土性調査に参加することを伝えていることから、実際には前章の「書簡43」の直後に賢治は結論を出していたことになる。
- (15) 『鳥の北斗七星』小考——草稿まで(『国文学 解釈と鑑賞』至文堂、二〇〇一年)
- (16) 小浜逸郎は「徴兵・戦争」(四次元 一九五八年)において、賢治が前記の「殺す者も殺される者も皆等しく法性」という手紙の内容について、「こういう「義なき戦」に弾丸に当たり或いは凍傷で死んだ兵卒はすべて「業」の持主だったとい切れるだろうか。この戦を遂行することは恐らく「我等と衆生の幸福」に背く方向への加担だったということは今は明白である。」とし、賢治の戦争観を批判している。
- (17) もちろんこの経済的基盤、つまり「家」の問題は、中村稔が「家について」(『宮澤賢治』筑摩書房、一九七二年所収、他)で明らかにしたように、度重なる自立の企図とその挫折という形をとりながら、賢治の文学営為全般に影を落とし続けた。
- (18) 『宮澤賢治の美学』(翰林書房、二〇〇〇年)
- (19) 『宮澤賢治全集』(筑摩書房、一九六八年)所収の「年譜」による。厳密には完全な「免除」というわけではなく、あくまでも事実上の「免除」であった。
- (20) 吉川弘文館、一九九九年。
- (21) 吉本隆明(『宮澤賢治』筑摩書房、一九八九年)は「魚が人間に喰べられるとき、それを魚の方からみている視角は、視角として賢治の童話をこしらえた。この独特の視角は、すこしでも角度の範囲をそれると、もうかれの童話や詩の世界にはいれない。それほど独自のものだといつてよい。」と、「さかな」の視点が賢治に特有のもの

のであることを指摘している。ただし、吉本もまた、このことが徴兵検査について述べた書簡であることの重要性を見落としている。(22) これらの童話に見られる饒舌に関しては、別稿「断絶と饒舌——賢治童話の「擬人法」をめぐって」(賢治研究)一〇九号掲載予定)で詳述した。

(23) 言うまでもなくこの箇所は、「銀河鉄道の夜」のクライマックスにおける「カムパネルラ、また僕たち二人きりになったねえ、どこまでもどこまでも一諸に行かう。」というジョバンニのつぶやきを連想させるものである。

## 新刊紹介

岩佐壯四郎著

### 『日本近代文学の断面』

1890-1920』

本書では、一八九〇年代から一九二〇年代にかけての日本近代文学の断面を、「自然」「理想」「検閲」「大衆文化」などの「概念」を分析しながら説明する。既にそれは幾つかの研究書で試みられたことがあるが、著者は単に問題を提起する段階に止まらず、夏目漱石・国木田独步・森鴎外・石川啄木・島村抱月・芥川龍之介らの作品や言説を検討しながら、それを具体化する。特に、西洋で創られた「概念」が近代日本(文学)の中で伝来の概念とどのように交渉しながら再定義されたかに焦点をあてている。そのような「概念」を単純に言語学・社会学のレベルで論じるのではなく、「人間の合理性の裡に封じこめようとする近代の「道徳」と「天皇制国家における儒教的臣民倫理」の対立といった歴史・政治にまで目を配っている。

さらに、著者は各時代の文学史というも

のが「一貫した主題と方法意識のもとで展開した思考の産物というわけではない」ということを前提において論を展開する。それは、日本近代文学の断面を「自然」「理想」「検閲」「大衆文化」といったキーワードで分析するのが単なるテーマ論に止まっているのではないこと、つまり「在来的な文学研究の在り方に意義を唱え、文学研究をめぐるパラダイムを変更」させたいという著者の問題意識の表出でもあるだろう。(二〇〇九年一月 彩流社 四六判 二九三頁 税込二九四〇円) [郭 炯徳]

石原千秋著

### 『名作の書き出し』

漱石から春樹まで』

### 『あの作家の隠れた名作』

「テキスト論」の第一人者による、コンパクトながら先鋭的で鮮やかな「読み」に満ちた作品論集二冊。前者では、「それから」や「痴人の愛」のような近代の古典から、近年の「さらさらひかる」、「スプートニクの恋人」に至る、「名作」とされる十

五作品の冒頭部の精密な鑑賞をもとに、作品全体の「自分なりの読み」を導き出す。後者では、漱石や芥川、また宮澤賢治、尾崎翠といった広い範囲の作家たちの、かならずしも「代表作」とは呼ばれないまでも独特の魅力や醸し出す十二の作品に、数多い理論の引き出しや、精密で具体的な読み込みによって光をあてる。共通するのは、文学作品の言葉という、日常的な言葉から異化されたものであるがゆえに、ときに読者をとまどわせ、また魅了する言葉のひとつひとつの意味や、それらがさまざまに紡ぐ「物語」の構図を洗い出すときの、筆者の手つみの清潔さだ。それは、「言説」としてのみ文学作品の言葉を追おうとする近年の文学研究が、ともすると看過してしまいがちな、「読むこと」の原点といえるかもしれない。

『名作の書き出し』二〇〇九年九月 光文社 新書判 二八五頁 税込八六一円、  
『あの作家の隠れた名作』二〇〇九年十一月 P.H.P. 研究所 新書判 二四〇頁 税込七三五円) [中村晋吾]